

史籍
集覽

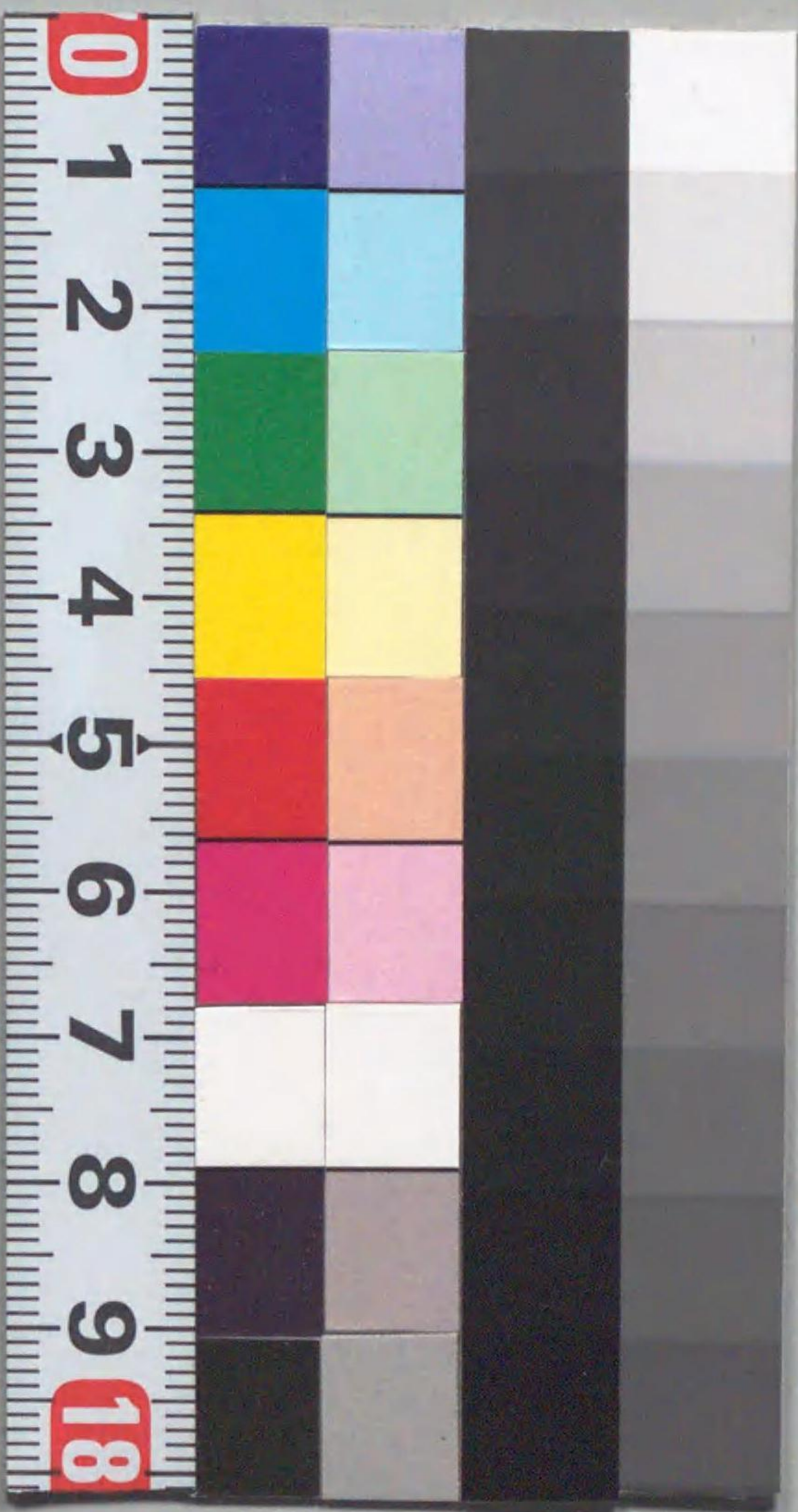
廢絕錄

子

二
終

5

210.08
S: 571
W(1883)





245373

嚴有院殿御代

二万石

慶安四年

三州刈屋城 久松氏 松平能登守定政

七月九日失心して東叡山に遁世し自分不白と改め書を老職の許に呈す十八日城地を収め兄隱岐守定行に預らる

世に傳ふる書に七月九日定政の第に増山彈正忠正利中根大隅守正成宮城越前守和甫牧野織部正成常石谷十藏貞清林道春等六人をまよひ響應畢りて正成常貞清三人に詫し參らする事あり餘人の後日の證に頼むといふて吾の故將軍家の御恩澤深し命を捨て其恩に報ひ奉らんと存しにはおらさるに世を早く

過させ給へり年比の所存むあしく成ぬ當代に仕へて先君の恩に報ひ奉らんとれもへとも老職の人々の計ひ心得たし幼君稚にまゝして天下争亂に及んこと一兩年を過へからすと一通の書を井伊直孝阿部忠秋にまいらせんと成常等三人に渡す夫より上野に至り髪とそり男子の兄隱岐守定行の許にあつけ妻の永井信濃守尙政の許に返し又直孝の許にさまゝの諫言等と述且我が城地及び貯ふる所の武器ことごとく奉らんなどあるして書を送る其後定政從者五人墨染の衣打着て松平能登入道に鉢たへよとて東西の市中を徘徊する事三日ひとへは狂氣の致す所なれり十八日兄の定行召ま定政遁世し書と奉りし事ともひとへは亂心の所置也然る上のかれか城地を収め定行

に預らる速に豫州に連行へたむね仰を蒙る

延寶元年十二月十九日定政長男數馬定和に千五百俵二男傳右衛門定清に五百俵を賜ひ二年十二月十五日定政配所にて出生の男左太夫定澄に隱岐守定直申請ふて新墾田千五百石と分ち與ふ

城請取

在番 水野監物忠善 丹羽式部少輔氏定

御目付 村越七郎左衛門 徳山五兵衛

承應二年

一万石 美濃玉村 平岡石見守頼資

正月八日四十九歳にて卒し嫡子を廢し庶子に家と繼せん事を請ふより嚴命ありて封地を収められ七月二日嫡子市十郎頼重に千石を賜ふ

一万石

但馬

杉原帶刀重元

十月十四日十七才にて卒し家絶ゆ

明暦元年

一万石

片桐助作爲次

十一月六日十五歳にて卒せしにより所領を収られ弟又七郎且昭に三千石を賜ふ

同二年

二万石

豊後府内城の五日根野織部正吉明

三月廿六日七十歳にて卒し閏四月四日養子の願ひ心得違ひの事あるより城地を収めらる

城請取

在番 木下伊賀守俊治 松平市正直之

御目付 津田平左衛門 齋藤左源太

明暦三年

四万五千石

讚州圓龜城

山崎虎之助頼治

三月六日七歳にて卒し家絶ゆ

城請取

加藤出羽守泰興

御目付 多賀左近 脇坂六右衛門

萬治元年

三万石

遠州懸川城

北條出羽守氏重

十月朔日六十四歳にて卒し嗣なきより十二月廿五日城地を収

めらる

或人の話に氏重封地にありて秘藏せる黒の馬に乗放鷹は出落

馬して死家臣等これを愁ひてりの馬は家主の敵なりと怒り罵

り城内の廣き地にその馬を率出しをのく争ひ鎗をもつて突

殺せり是らの事世に流布し末期の養子もゆるされすといふ

城請取

在番 本多越前守利長

御目付 小出甚四郎 三枝平右衛門

萬治二年

一万石

羽州

生駒壹岐守高俊

六月十六日四十九才にて卒し十二月廿六日八千石を長男左近高

清二千石を二男權之助俊明に分つ

同二年

十万石

下総國佐倉城

堀田上野介正信

十月八日正信東叡山に詣て保科正之阿部忠秋に訴狀を認置て居城佐倉に赴くよりて牧野織部正成常安藤一郎兵衛某を御使に遣され正信異心あるやの旨尋問る十一月三日正信御暇も申さず城地に赴き剩へ奉る所の訴狀一條として用ひらるゝ旨もなす不東よ思召れ城地を収らる然れ共父加賀守正盛の勤勞により弟脇坂中務少輔安政よ召預られ男帶刀正休よ廩米一万俵賜ふ正信の信州飯田の邊守谷と云所に配流し寛文十二年安政城地を播州龍野に移さるゝにより五月廿五日酒井修理大夫忠直に預易られ若州小濱に移り延寶五年密に配所を遁れ城州石清水に詣るにより六月十四日松平阿波守綱通の預をとなり阿州徳島よ至り八年五月廿日大喪の事と聞て五十才にして自殺せり

二六五 或説に正信り臣に聚斂の者ありて土民これの爲に苦しむ事甚し時に名主惣五といへるもれ江戸に來り上野よ成らせらるゝ時三枚橋にて訴狀を捧てよりて彼ものを正信に引渡さる正信怒り甚敷領主を蔑如にせし罪輕からすと向後見徴のためとてかの妻子五人と誅戮し之ち惣五郎を磔に行ふ惣五刑に臨み此怨を報せんと怒り罵りて死す後正信狂氣して滅亡せし惣五の怨念のいたす所なるよやのちも家よ祟れる事あるよより惣五と口明神とあめ年々の祭り今に怠らすといふ

三十七 城請取 朽木民部少輔植綱
 在番 安藤對馬守重博新莊越前守直好
 御目付 安藤一郎兵衛 猪飼半左衛門

寛文四年

三十万石

羽州米澤城

上杉播磨守綱勝

閏五月九日二十七歳にて卒し嗣なきにより六月五日吉良上野介

義英の男三郎

綱勝か妹の子なり

を養子とし十五万石賜り奥州福島領十五

石万収めらる

寛文五年

一万五百石

安房百首

松平傳四郎重利

三月廿四日七歳にて卒し家絶ゆ

二万五千石

豫州西條

一柳監物直興

七月廿九日さきに女院御所修築をつとむるの時兩度上京すへき

旨御暇の比仰出さるゝに御移徙の後のみ上京し剩へ虚病を構へ

禁裡にも参らず且先年交替の期を定め置るゝに當夏遅参し又疾

あることにつるゝ老職にも達せず加之家中領地の處置等宜から

ず罪なき土民三十餘人殺害し常々好色に耽り彼をいひ是と云越

度の至り也とて領邑を収め松平加賀守綱記に預らる

一万石

播州

松平能登守政直

十二月六日三十二歳に卒し六年二月十五日七千石を弟久米之助

三千石と庄左衛門政濟に賜り侯藉と除かる

寛文六年

七万八千二百石

丹波國宮津城 京極丹後守高國

五月三日高國家つさし後父安智より對し不孝の事共聞召及はるゝといへとも寛宥ありしに此度安智より訴狀を奉り去冬より當春に至り屢高國に書簡を贈るといへとも悉く難澁せしめ剩へ一族の交とも絶し家中及び土民と困窮せしむるに條其罪輕からざるにより領地を収め高國の南部大膳大夫重信に預けられ嫡子近江守高規の藤堂大學頭高次に二男萬吉の松平新太郎光政より三男空之助の松平相摸守光仲に四男松之助の伊達遠江守宗利に娘二人の松平龜千代に預らる

延寶八年九月二日高規其罪をゆるされ元祿三年八月十三日めされて二千俵を賜ふ

上使 青山大膳亮幸利

本丸

二丸

城請取 松平若狹守康信 松平主殿頭忠房 小出信濃守吉重

本二丸

在番 水谷左京亮勝宗 九鬼長門守隆昌

大目付 黒川丹波守正直 御目付 能勢治左衛門 西尾藤兵衛

寛文七年

二万石

上州安中

水野信濃守元知

五月廿八日亂心し妻女を殺害し其身も自害せんするにより領地を収め出羽守忠職に預けられ男彈正元明に二千俵を賜ふ

安中
御目付 荒木十左衛門 土岐小左衛門

同八年

三万七千石

肥前島原城 高力左近大夫隆長

二月廿七日隆長政事正りらす非分の課役を申付士民困窮せしむるの由聞召御使を鎮西に遣はさるゝの時封地の土民等數多愁訴し其事明白なるより言上す島原のさきよ騒亂の地にて父攝津守忠房に其地を賜ふの時金銀米等を賜ひ諸國より國民を集め居住せしめらる然るに衆民を苦しめ剩へ家中の指揮宜しからず其身驕奢に耽りし條その罪輕からずとて城邑を沒收し松平龜千代よ召預らる男伊豫守忠弘の酒井左衛門尉忠義に二男右衛門季長の眞田右衛門信房にあつけらる

三月十三日隆長に米千俵忠弘に五百俵右衛門に三百俵合力す

へきよし仰下され天和三年十月廿五日召れて忠弘に二千俵弟

季長よ五百俵を賜ふ

上使 松平備前守隆綱

城請取 松浦肥前守鎮信 小笠原内匠頭長勝

在番 稻葉能登守信通

御目付 森川小左衛門 内藤新五郎 内田傳左衛門

十一万石 野州宇都宮城 奥平美作守忠昌

八月二日さきに卒せし時家臣追腹せしものあり殉死の制禁の如ねて被仰下ところあるに嫡男大膳亮昌能等閑の計ひ嚴重に御沙汰あるへきといへとも世々の勤勞且忠昌當御代の初より奉仕の故と以寛宥ありて羽州山形にうつされ九万石を賜ひ二万石の収

めらるる寛文十年三月廿七日弟治左衛門重教より三千石

一万石を賜ひ其餘の収めらるる

十一月廿八日廿六歳にて卒し嗣なきにより封地の宗家左衛門尉

忠治に返し給ふ

十一

寛文十年

一万石 播州新宮 池田又八郎邦照

正月廿八日十三歳にて卒し三月廿七日弟治左衛門重教より三千石

を賜ひ其餘の収めらるる

寛文十一年

三万石 奥州一關

松平陸奥守政宗十男

伊達兵部少輔宗勝

四月三日さきに宗家陸奥守綱宗行跡定し隠居せしめらる

の時宗勝田村隱岐守宗良と後見いたし家臣等と計り陸奥守綱村

を守を立へき旨仰出さるゝ所宗良と不和にて國政正しからず年

々々刑罪の者絶す家中安穩ならず殊に今度原田甲斐不義の始末畢

竟宗勝等不覺のいたす處且宗勝の先代の事とも能存なから

一をその計ひ不届なりとて松平土佐守豊昌より預らる男市正宗興も

小笠原遠江守忠雄に預られ六月廿八日三万石地の宗家綱村に還

附せらる

延寶二年

十萬石

下総古河城

土井帶刀利久

閏四月廿九日十歳にて卒せしにより五月晦日其嗣なき事と憐み
思ひ召祖父利勝の勤勞を慰せられ叔父周防守利益に更に七万石
を賜ひその家督となされ三万石の収めらるる

一万石

土井周防守利益

五月三日姪利久幼少にて卒し其家跡を賜ふにより是までの領

地の収む

延寶四年

延寶四年

二万三千三百石

常州麻生

新庄民部直矩

三月四月晦日十七歳にて卒し六月廿一日筋違ひの養子と請ひ申しよ

りゆるされす父隱岐守直時に三千石を給ひ前に合せて一万石と

なり其家を繼しめ二万石余の収らる

同五年

四万石

筑前直方

黒田宮内少輔長寛

二月十三日宗家松平右衛門佐光之嫡子となるよより三月朔日
其領知を宗家に還附せらる

一万石

下野大輪

土井信濃守利直

三月十五日四十一歳にて卒し六月廿七日筋違ひの養子願の事一族
等よも相談を遂す不束よより封地を収らるといへとも父利勝の
勤勞を思召れ兄能登守利房の二男左門利長をして其跡を繼し

められ五千石を賜ひ其餘の収らる

延寶六年

三万石

播州山崎

池田數馬恒行

十二月廿七日幼少にして卒一家絶ゆ

同七年

二万石

上総久留利城

土屋伊豫守頼直

狂氣せるによそ八月七日城地を収め男主税達直に三千石を賜ふ

二万石

備中庭瀬

戸川縫殿助安風

十一月三日九歳にて卒と封地を収らるといへとも弟玄蕃達明

に四千石を賜ひ前に合て五千石となり其家跡をつかしめらる

一万二千石

常州玉取

堀市正通周

十二月十一日狂疾によそ封地茂収らる然りといへ共實弟天方主

税利雄主馬保通養子と一更に三千石を賜ふ

三男なり

史籍集覽 藤原朝 藤原朝 藤原朝

常憲院殿御代

延寶八年

七万三千六百石

丹後國宮津城 永井信濃守尚長

六月廿六日増上寺に於て御法會の時尚長其奉行たりし内藤忠勝亂心して尚長を切害せるにより城地を収られ八月七日弟万之丞直圓より大和國葛城にて一万石を賜ふ

城請取 小出伊勢守英利 木下肥後守公定

御目付 加藤兵助 森六郎兵衛

三万五千石

志州鳥羽城 内藤和泉守忠勝

六月廿六日増上寺に於て御法會行もせ給ふ時其警衛たりし

亂心して永井尚長を切害せしにより死を給ふ二十七歳

或説に忠勝の封地の修驗者和泉守兼定の利刀を所持す遮りて

懇望はされども固くゆるさずよりて忠勝怒りてかの修驗を

追逐し刀を奪ひ取修驗大に怒りて深く怨しか忠勝の悦ひて

の刀を秘藏し腰刀となしはしめて御法會に佩しに風を亂心は

といへりその刀分家甚十郎の家へ傳へしゆよからぬ刀として小

石川無量院に収むといふ

城請取 遠山和泉守友春 土方市正雄豊

御目付 青山善兵衛 深津彌一郎

天和元年

史籍集覽 天和元年 現定堂版

一万石

遠州懸塚

加賀爪土佐守直清

二月九日さきに領地野境の論ありて僉儀を遂られしに此度の書出前後違失し加之父甲斐守直澄の最前奉行職をも勤しに領地更取の時不正なるいたし方とも別て不束に思召れ松平土佐守豊昌に預られ直清の素より存せざる事といへ共封地を収られ寛宥の御沙汰ありて兄石川若狹守總良に召あつけらるる

雅樂頭忠清嫡子

二万石

酒井河内守忠明

二十六万石餘

越後高田城

松平越後守光長

延寶七年より光長の重臣等訴論の事ありて諸家に預らるるの所は是年六月廿二日小栗美作正矩光長叔母婿荻田主馬某永見大藏長良

光長を營中より召れ糺明あり廿二日正矩の驕恣不忠の罪をもつて其男大六長治とともに死を賜ふ大藏長良主馬某の家中の騷動を顧す諍論に及ぶ事不忠の至り也とて遠流に處せられ正矩の黨

類岡島壹岐本多七左衛門小栗十藏安藤治左衛門等も配流せらる其餘七人或は預られ又は追放せらる廿六日光長家中を鎮撫する事あたはず騷動に及はしむる罪を以領地を收入し松平隱岐守定直に預られ廩米一万俵を賜り京極備中守高豊伊豫國に護送す光長の養子三河守綱國も父の罪により水野美作守勝種に預けられ廩米三千俵を賜り黒田甲斐守長重備前國鞆に護送す貞享四年十月廿四日光長赦還せられ廩米三万俵を賜り後致仕し寶永四年十一月十七日九十三歳にて卒す貞享四年十二月廿七日綱國も

武藏集覽 廣納錄 卷之十四

赦還せられ後剃髮して更山と號し享保二十年三月五日七十四歳にて卒す

上使 松平日向守信之 秋元攝津守喬明

城請取 松平大藏少輔正甫 榑原式部大輔政倫

牧野駿河守忠辰

在番 水野隼人正忠直 溝口信濃守定廣

糸魚川城 請取在番 堀左京亮直利

大目付 坂本右衛門佐重治 御勘定頭 高木善左衛門守養

御目付 前田八郎左衛門 中坊長兵衛 岩瀬吉左衛門

三万石 上州沼田城 眞田伊賀守信利

十一月廿二日兩國橋改架あるにより領地より材木を出すへ此事

を命し賜ふに教を奉りて無狀なる四うへ平生の所行及び家甲領内の政教宜しからざるゆへに領地を収入し奥平小次郎昌章に預けられ男彈正少弼信成の淺野内匠頭長知に二男武藤源三郎信秋の遠藤外記常春に三男栗本外記直堅四男眞田辰之助某の仙石越前守政朝に預けらる

上使 安藤對馬守重博

城請取 堀周訪守親貞 内藤右近大夫政親

在番 細川豊前守興隆 新庄主殿直詮

御目付 土屋市之丞 櫻井庄之助 伊東刑部左衛門

四万石 駿州田中城 酒井日向守忠能

十二月十日姪河内守忠舉逼塞せしめらるゝより江戸に來て

遠慮して在へきやと御氣色を伺ひ奉るへは事なるに居城に逼
塞せし條人臣の禮を失ひ且平生の所行及び家中領内の政治道よ
乖ける事多しとて領知を没し井伊掃部頭直興に預られ男万千
代へ松平伊豆守信輝に預らる

元祿三年四月十九日忠能恩宥ありて八月十五日廩米二千俵を
賜ひ十五年十二月廿二日三千石を加へられ其後致仕す

上使 土屋相摸守政直

城請取 仙石越前守政明 石川若狹守總良

在番 本丸二丸 三丸 西郷若狹守正員 本多伊與守忠恒

御目付 田中孫十郎 加藤兵助 筒井佐次右衛門

天和二年

十五万石

播州姫路城

松平大和守直矩

二月九日さきよ越後守光長が家臣爭論の事その計ひあしき故
閉門せらるゝといへとも是をゆるされ姫路の城地十五万石
の内八万石を収められ豊後國日田に移され七万石を賜ふ

三万石

出雲内

松平上野介近榮

二月九日さきに光長が家臣爭論の計ひあしき故閉門せしむと
いへ共免されて領地の半を除かれ一万五千石を賜ふ

減知一万石

武州岩槻城

板倉内膳正重通

二月十日請ふ旨によりさきに賜ふ一万石を収め信州松本に移
さる

六万石

播磨明石城

本多出雲守政利

二月廿二日平生家中領内の政治道に乖き且去年巡檢使經過の時作法上意に合さるか故城地を収め陸奥國岩瀬に移され一万石を賜ふ

御目付 岩瀬吉左衛門 齋藤左源太

五万石

遠州横須賀城 本多越前守利長

二月廿二日平生家中領内の政治道に乖き且去年巡檢使經過の時作法上意に合さるか故城地収られ出羽國村山に移され一万石をたまふ

御目付 久留島左兵衛 土屋甚助

一万千廿石餘

大和新庄

桑山美作守一尹

五月廿六日東叡山御法事の時失禮あるにより領知を収られ弟三郎左衛門一慶岩松一矩に預られ扶助米三百俵をたまふ

天和三年

三万石

攝津河内

稻葉丹後守正往

閏五月廿七日父美濃守正則の封を繼是迄の領地を収む

二十五万石

上州館林城地外信州美濃近江之内

閏五月廿八日徳川徳松君西城に在りて御逝去により館林領を収めらる

貞享元年

史記集解

一万八千石

奥州窪田

外能登國野々市

土方伊賀守雄直

六月十日舍弟林助之進貞辰雄直確執ありて訴狀をさ、け東叡山に退くにより搜索せしめられ松平佐渡守忠充より預られ家臣二人を溝口信濃守重雄に兄刑部雄信を松平遠江守忠俱に預らる雄直初め男子なきり故貞辰を養子とせんとす家臣川合圖書安部長藏これを誹謗し諸士と黨をむすひ雄信より子内匠を養子に立んと争ふこゝに於て雄直心を變じ内匠をひきゐて參勤す貞辰聞て大に忿り訴狀を大目付高木伊勢守守養秋山修理亮正房に捧げ東叡山に蟄居すよつて僉議を遂られ七月廿三日雄直家中を鎮撫する事あたはさる罪により領知を収られ榊原虎之助政邦に預られ弟貞辰の藤堂佐渡守高通より甥内匠の八丈島に流され家臣河

合圖書安部長藏二人に死を賜ふ

御目付 村瀬伊左衛門 酒井藏人

奥州領地請取 福島御代官 柘植傳兵衛

能登領地請取 江州御代官 井狩十助

一万石

筑後松崎

有馬伊豫守豊範

七月廿八日土方雄直か事に坐し出仕を憚り晦日豊範親族の好を忘れ雄直の家士の爭論を調和せさる罪より領知と沒収し男来女豊胤と同じく中務大輔頼充に預けられ元祿七年五月六日一万石の地を宗家頼充に還附せらる

一万二千石

美濃國青墓

若年寄

稻葉石見守正休

八月廿八日巳刻本城御料理間に於て老職堀田筑前守正俊を刺

史記集解

後世錄

十七

一親志堂反

す正休の伺候の輩に殺さる時年四十五

一万五千石

下總佐貫城

松平修理亮重治

十一月廿日前々御役相勤なから軽きものゝ方へ十方あき書狀を遣し不束の致方に思召れ城地召放され保科肥後守正容に預られ御扶持米三百俵を賜ふ男源之助勝秀小三郎某も松平日向守信之にあつけられ各百俵を賜ふ

元祿〇年八月十五日勝秀召れて廩米五百俵を賜ふ

上使 松平甲斐守輝綱

在番 松平豊前守勝職

御目付 依田源六郎 堀小四郎

貞享三年

五十二万五千二百八十二石

越前福井城

松平越前守綱昌

内五萬石の中務大輔昌勝領
二萬五千石の兵部大輔昌明領

閏三月六日亂心せしにより城地を収らる然といへ共家柄たるに
より弟兵部大輔昌明に福井領二十五万石を賜り綱昌の生涯廩米
二万俵を賜ふ

同四年

一万石

越後澤瀉

溝口帶刀政親

八月廿五日狂疾に羅り一族告訴するにより領知を収められ實兄
加藤佐渡守明英に預られ御扶持米五百俵を賜ふ

二万石

野州烏山城

那須與一資高

十月十四日養父遠江守資祇實子を匿し資高を養子とせし故城地を収られ實父津輕越中守信政に預られ資祇の實子福原圖書の平野丹波守長政に預らる

元祿十一年資高恩許あり十四年十二月廿九日免される廩米千俵と賜ふ

上使 土岐伊豫守頼隆

城請取 奥平美作守昌幸

御目付 柴田三左衛門 中根平十郎

元祿元年

一万石

信州長沼

佐久間織部勝親

五月十四日御小性を命せらるゝに不敬の御請せしにより逼塞せしめられ十八日領知を収め丹羽若狹守長次に預けらる

一万石

上州常陸内

大久保隱岐守増忠

八月廿七日若年寄職をゆるさるゝにより封地を収む

一万三千石

常州北條

堀田對馬守正英

七月三日五十一才にて卒す九月廿二日故あつて長男土佐守正親の下總守正伸に預られ正英の遺領の内三千石を次男小一郎正矩二千石を三男大助正章に賜り正英加恩の地八千石を収めらる

元祿二年

二万石

武州喜多見

御側御用人

喜多見若狹守重政

二月二日屢官祿を進められし特恩を忘却し近年御旨に違ひ勤仕
疎かあるにより松平越中守定重に預らる

減知七千八百石

坂本内記重治

六月四日さきに寺社奉行職を奪われ逼塞せしをゆるされ加恩の
地を収め小普譜より貶さる二千二百石の祿となる

減知三千石

三州足助

本多淡路守重周

六月四日さきに寺社奉行職を奪われ逼塞せしをゆるされ加恩の
地を収め小普譜となる七千石となる

三万石

七佐中村

山内大膳亮豊明

六月十二日姪國介豊次十三才にて卒し八月三日領地を収られ豊

明に舊地三千石を賜ふ四日豊明命承て不敬の事あるにより男九
郎太郎豊成とせよも青山下野守忠重より預らる元祿五年六月二日
恩赦ありて土佐守豊昌より許し閑居す

三万石の地の宗家土佐守豊昌にあつけられ九年十二月十八日
豊昌に還附せらる元祿二年六月二日豊成を恩赦ありて寶永元
年七月二日召出され土佐守豊房より俵千と與ふ

三万石

信州高遠城

鳥居左京亮忠則

八月十日さきに家臣高坂權兵衛罪ありて幽囚せらるゝの時舌を
嚙て死す此事より忠則出仕をとめられ七月廿三日卒し四十才
城地を除かる然りといへとも先祖の忠勤を思召れ男播摩守忠英
に能登國下村れるて一万石を賜ふ

城請取 水野隼人正忠直
御目付 能勢惣十郎 妻木彦右衛門

元祿五年

二万四千石

美濃八幡城

遠藤岩松常久

四月晦日七才にて卒し城地を収めらる五月九日先祖の勳功によ
り戸田彈正氏成の養子數馬胤親を名跡となされ上野常陸の内に
て一万石を賜ふ

城請取 松平丹波守光永

御目付 庄田小左衛門 岩手藤左衛門

十五万石

奥州白川城

奥平氏

松平下總守忠弘

七月廿一日常々家中の政道宜しからず此度大勢奔亡して騒動せ
しめし事越度の至りとして蟄居せしめられ八月十六日御由緒を思
召れ恩宥ありて五万石を除き羽州山形に移され閉門し家臣奥平
金彌黒屋數馬二人新島に流され十二月二十日閉門をゆるさる

元祿六年

一万石

奥州岩瀬

本多出雲守政利

六月十三日頃の行跡宜しからず剩へ罪なき女を殺せし條不仁の
至り也とて領地を収め酒井左衛門尉忠真に預られ男内匠政光の
一柳兵部少輔直治に預られ十五年七月廿五日さきに不仁の罪に
より預けらるゝの處家人等を非義に召仕し重々不屈に思召死刑

にも處せらるべきといへとも狂氣の所爲により水野監物忠之に預けられ嚴重に押込置へきと也家臣一人政利に附従ふうへい様のにも勤仕すへきを政利か非義不法を忠眞の家臣まで申達せし條是又不届に思召し遠流せらる

八万石

下総古河城

松平日向守忠之

十一月廿五日亂心により城地を収めらる然とも御由緒の家を思召れ弟齋宮信通に二万石を加へ三万石になされ備中國庭瀬にうつされ忠之をあつけらる

城請受 安藤對馬守重貞

在番 前田右京利廣

御目付 溝口源右衛門

中根左兵衛

五万石

備中松山城

水谷出羽守勝美

十月六日三十一歳にて卒し養子彌七郎勝清十一月廿七日疱瘡を患て死せしにより十二月廿三日一族より勝美り弟三上主水勝時を重て養子に請ふといへ共勝美末期の養子早世のうへに其願ひ叶ひたく城地を収らる然とも舊家たるよより弟勝時に更に三千石を賜ふ

城請取 淺野内匠頭長矩

御目付 堀小四郎

駒井内匠

元祿七年

二万石

下野大宮

堀田伊豆守正虎

八月晦日兄下総守の養子となり其家をつくによき領地を収む

同八年

二万八千石

大和松山

織田伊豆守信武

元祿七年十月七日狂氣し罪なり家従を殺し自害せしにより八年二月五日男壹岐守信休より二万石を賜り丹波國柏原に移され八千石に収らる

四万三千三百石

越前丸岡城

本多飛騨守重益

三月廿三日さきに家従の食物を断ち非道の使ひ剩へ家臣大勢出入せし條越度の至るなをきて城地を収め松平壹岐守仲澄に預けられ養子主計重條へ京極喜内高道に預らる

寶永六年八月重益恩赦あり七年九月めされて二千石をたまふ

城請取 土井甲斐守利治

在番 分部隼人正信政

御目付 成瀬瀧右衛門

渡邊彌之助

一万石

下野山田

西郷越中守壽員

八月九日故あつて領地の半を削られ五千石となり寄合に列す

元祿九年

一万三百石

和泉陶器

小出玄蕃重興

四月四日廿四歳にて卒し末期に及び弟兵部重守を嗣きさせん事と請ひ奉る六月十二日家督の奉書來りけるに病に罹りて出仕せ

す十五日兵部重守十六歳にて卒し家絶ゆ

二万石

作州内

森伯耆守長武

五月十八日五十二歳にて卒し末期より及ひ主殿長基と養子と請ひ奉りしは亂心して參府延引に及ひしは七月廿六日長基を美作守長成に預られ十二月九日領地と長成に還附せらる

四万五千石

但馬出石城

小出久千代英及

十月廿二日三歳にて卒し家絶ゆ

城請取 久世出雲守重之

御目付 永田彌左衛門

西尾藤兵衛

元祿十年

十八万六千石

美作國津山城

森美作守長成

前年六月廿日廿七歳にて卒し終に臨んで家臣關式部と養子とせん事を請ひ奉る然るに式部勢州桑名驛にて失心して封を襲ことあたはず十年八月二日國除かれ父内記長繼に備中國西江原に於て二万石と賜ふ

上使

田村右京大夫建顯

城請取

松平若狹守直明

酒井勲負佐忠國

在番

松平安藝守綱長家臣計

御目付

水谷彌之助勝信

赤井平右衛門時忠

仁賀保孫九郎某

元祿十一年

史籍集覽 備後福山城 水野松之丞勝岑

十万十石 備後福山城 水野松之丞勝岑

五月五日二歳にて卒し城地を収らる晦日先祖の勤勞に因て備前守勝直の男勝政を其名跡となされ能登國西谷に在るて一万石を賜ふ

上使 青山播磨守幸督

城請取 淺野土佐守長澄 松平駿河守定陳

在番 京極縫殿高成

御目付 別所孫右衛門 溝口孫兵衛 中根定右衛門

八万石 豐前中津城 小笠原修理大夫長胤

七月廿九日平生行跡宜しからず且家中を治る事あたはざるにより領地を収め右近將監忠雄に預られ弟宮内長圓に四万石を賜ふ

一万石 甲州德見 伊丹左京勝守

九月十五日廿七才にて失心し廁にて自害すよりて領地を収らる

山城守忠昌嫡子

一万石 戸田能登守忠眞

閏九月廿三日忠昌が遺領をつき寺社奉行を免さるゝにより領地を収む

元祿十二年

三万石 奥州水澤 伊達美作守村和

九月九日御小性組岡八郎兵衛孝常村和の行列を衝突したるにて從者孝常をととむこゝに於て刀を拔撃拂ふ從者五六人諸とも

史籍集覽 變色録 二十五 現英堂版

孝常の刀を奪ふ村和の肩輿にありて其事を知らず己の第に歸り
孝常鎗を提て村和を逐て其第に至るより村和訴へ申諸有司下知
して孝常を私宅に歸らしむ二十六日村和逼塞せしめらる孝常の
小普請に貶され逼塞し村和か從者二人死刑せらる十月廿八日宗
家陸奥守綱村の請申よ任せられ村和と奥州仙臺に蟄居せしめ其
封地の綱村よ返し賜はる

同十四年

五万石

播州赤穂城

淺野内匠頭長矩

三月十四日勅使登營の時白書院の大廊下よ於て宿意ありとて吉
良上野介義英を刃場す場所柄と申し公を恐れさる罪輕ららす思

召田村右京大夫建顯よ預けられ死を賜ふ

十五年十二月十五日曉長矩の舊臣四十六人吉良義英の本所の
宅に亂入し義英を殺害し長矩の香火所芝泉岳寺よ退き二人の
大目付仙石伯耆守久尙の宅に赴死罪を泉岳寺に待奉ると告ぐ
こゝに於て其黨十七人を細川越中守綱利よ十人を毛利甲斐
守綱元に十人を松平隱岐守定直よ九人を水野監物忠之に召預
らる義英の男左兵衛義周疵を蒙り其家臣十六人死す十六年二
月四日義周の采地を沒取せられ諏訪安藝守忠虎よ預られ長矩
の舊臣四十六人に死を賜ふ

城請取

脇坂淡路守安照

木下肥後守公定

御目付

荒木十左衛門

榊原采女

長集集覽 扇糸金 一 獲 功 堂 刊

元祿十五年

一万九千石 美濃岩村城 丹羽和泉守氏音

六月廿二日家中之士を撫鎮する事あたへさるにより家士廿五人
黨と結んで嗽訴ゆる故城地を収らる然りといへとも先祖の勲
勞により越後國糸魚川に移され一万石を賜り閉門す家臣四人の
斬首其餘遠流或は追放せらる

城請取 堀大和守親賢

在番 遠山和泉守友春

御目付 榊原次右衛門 榊原八兵衛

一万石 勢州長島城 久松氏 松平佐渡守忠克

八月廿一日忠克失心して親族とも議せず家老用人留守居役父子

ともにこれを殺害するの旨親族より訴申よよりて城地を奪われ

幽囚せらる然をといへ共御由緒を思召れ嫡子又四郎尚顯よ五千

石二男造酒允尚保よ千石を賜ふ

城請取在番 石川近江守總茂

御目付 山岡遠江守 松下與兵衛

寶永元年

一万石 出雲内新田 松平民部少輔近憲

二月廿二日兄出羽守綱近の嗣となり三月四日封地を綱近に還附
せらる

史譜集覽 發邑錄 二十七 現 堂 版

豐後守正武嫡子

一万石

十月廿九日正武の遺領をつき奏者街寺社奉行を免さるゝに由り封地を収む

三十五万石

甲州府中城

甲府中納言綱豊卿

外武藏近江信濃駿河之内

十二月五日綱豊卿嗣君に立せられ西城に移り給ふに由り封地を収め給ふ

寶永二年

三万石

越前國內

松平内藏頭頼職

五月廿一日紀伊綱教卿の御養子たるよより封地を収めらる

三万石

越前國內

松平主税頭頼方

十月六日紀伊家御相續により封地を収め給ふ

三万五千石

遠州懸川城

井伊兵部少輔直朝

直朝疾と稱し參勤遅引に及ひ且請ふむねあるに由り大目付仙石丹波守久尙御目付駒木根長三郎政方を掛川に遣はされ其形容を監察せしむ十二月三日直朝失心せるゆへ城地を収め養子辨之丞直矩に二万石を賜り越後國與板に移せらる

兵部集賢
關給

觀政堂

文昭院殿御代

寶永六年

一万石

加賀内新田 前田采女利昌

二月十六日東叡山よおひて御法會行われ利昌大准后使の饗應人をつむむる時宿坊吉祥院よて織田監物秀親と殺害せしにより石川主殿頭義孝に召預られ十八日死を賜ふ封地の宗家松平飛驒守利重に返し賜る

十五万石

播州姫路城 本多吉十郎忠孝

九月十三日十三歳にて卒し嗣子なく廿一日先祖の勤功を思召出され肥後守忠英か長男監物忠良を其名跡となされ越後國村上城

に於て更に五万石を賜ふ

正徳元年

二万石

越前高森

本庄氏 松平三四郎宗良

十一月廿五日八歳にて死家絶ゆ

同二年

一万石

安房北條

屋代越中守忠位

七月廿一日さきに封地の農民出訴せるにより糺明を遂られしに去年封地作毛檢見の役人過分の年貢を増農民等訴訟のうへ免許の沙汰ありといへども猶訴訟止さるか故名主三人を死罪せしよ

史記集賢

二十九 觀政堂版

より農民一同公に訴ふよつて増米免許申付るうへの別人をして
沙汰すへき處非法の役人一人の執行のせ家老とも存寄有といへ
共其旨を達し加たきやうに家人ともを召仕なせし事彼といひ是
といひ不法の至る也これによつて領知と収られ逼塞せしめ家臣
等も相當の罪に行はるるをいへとも先祖左衛門尉勝永り勤
勞を思召れ御宥恕をもつて廩米三千俵を賜ひ寄合の列となる
十 檢見にあつかりし家臣川井藤左衛門の死刑に處し家老二人及
ひ代官等の追放せらる

有章院殿御代

享保元年

四万五千石

周防徳山

毛利飛驒守元次

四月十三日去年六月宗家松平民部大輔吉元封内の農民殺害刃傷
せられし下手人の沙汰違亂により農民鬱憤に堪ず頻りに訴申に
就て家人一族等として異見せしむといへとも遂に承引せず今に
至ての吉元が封内の法制行ひ加たきにより止事を得ず元次が男
百次郎元堯をして彼家相續せしめ元次隠居の事御ゆるしを蒙る
へきよし言上すたとい元次が所存其謂れあるとて宗家の禮義を
を存し國中騒動を顧るに能るての別に執計ふ次第もあるへし况

や又年來其身の行跡家中領内の政務等宜しからん是より吉元
り望請ふ所の御許容に及りぬす元次の戸澤上總介正庸に預られ
領地の吉元より還附せらる

享保四年五月廿八日元次恩許あり

享保元年

有徳院殿御代

有徳院殿御代

享保元年

四万石 豊前中津城 小笠原造酒助長島

九月六日六歳にて卒し十月十二日その城地と収らるよといへど
も先祖勤勞を思召れ弟喜三郎長興を名跡となされ播州安志にて
一万石を賜ふ

城請取 奥平大膳大夫昌成

在番 中川内膳正久忠

御目付 寛新太郎 徳永兵部

城新集覽 厚録金

享保三年

無高 長門長府 毛利右京元矩

三月廿日十五歳にて卒すによりの四月十二日封地を宗家松平民部大輔吉元より還附せらる

同四年

五万石 備後三次 浅野又六郎長經

四月廿三日十三歳にて卒す封地を宗家松平安藝守吉長に還し賜ふ

同五年

五万石

筑前直方 黒田伊勢守長清

三月廿三日五十四歳にて卒し嗣なきによりの四月十五日封地を宗家松平筑前守繼高に還附せらる

五万石

浅野主鈴長寔

五月廿二日十歳にて卒し六月廿一日封地を宗家松平安藝守吉長に返し下さる

享保六年

五万石

越前松岡 松平中務大輔昌平

宗家伊豫守吉邦卒し嗣子なきによりの十二月十一日昌平をしる宗家を繼せしめ是までの封地を合せすへて三十万石の祿となる

東と... 宗家... 同七年... 大和郡山城... 本多唐之助忠村... 九月晦日十一歳にて卒し十月五日其弟喜十郎忠烈に舊地の内五万石を賜ひ家を繼しむ

同七年 大和郡山城 本多唐之助忠村

九月晦日十一歳にて卒し十月五日其弟喜十郎忠烈に舊地の内五万石を賜ひ家を繼しむ

同八年

五万石 大和郡山城 本多喜十郎忠烈

十一月廿六日十四歳にて卒し家絶ゆ

城請取在番 松平紀伊守信峯

御目付

享保九年

一万三千石 内田信濃守正倫

十月廿九日正倫さきに亂心し妻室に疵付し所爲よよを幽閉せら

れ男靱負正親に一万石を賜り下野國鹿沼領三千石の收らる

同十年

五万石 阿州富田 蜂須賀隱岐守正員

四月六日宗家松平淡路守綱矩の養子となり封地の宗家に還附せ

らる日忠恒の養子となり封地の宗家に還附せ

七万石 信州松本城 水野集人正忠恒

七月廿八日忠恒婚儀を附し奉るの時亂心の毛利主水師就を刃傷

す御目付長出三右衛門元隣帥就を抱持し忠恒をい戸田右近將監
氏房れいとめ秋元伊賀守喬房の許に預られ城地を収らる八月
廿七日忠恒の弟卯之助忠敷に信濃國にれるて七千石を賜ふ且う
ちく松平長門守吉元の請ひ申により忠恒もゆるされて忠敷の
許に幽居せらる

享保十一年

三万三千石 但馬豊岡 京極土肥之助高寛
九月十二日十歳よて卒す十九日跡目の沙汰よ及それすとも弟大
吉高求よ更よ一万五千石を賜り二千石を是迄の通り水野左衛門
善興に分與し其餘の封地の収らる

十萬石

美作津山城 松平淺五郎某

十一月十一日十四歳にて卒し十八日跡目の沙汰に及いれす然れ
とも家柄たるにより主税頭知清り男又三郎長熙よ其家相續とし
て五万石を賜ひ其餘の収らる

享保十二年

一万石 奥州白川新田 松平兵庫頭義知
六月三日宗家大和守基知り養子となり封地を宗家に返し賜はる

享保十四年

三萬石

奥州梁川

尾州 松平式部大輔義眞

五月十二日十六歳にて卒し六月廿二日其封地を収らる

同十七年

一万石 羽州秋田新田 佐竹豊前守義堅

五月九日宗家右京大夫義常の嗣となり封地の宗家に還附せらる

同十九年

一万石 江州内新田 井伊因幡守直定

十月八日兄掃部頭直惟り養子となり封地を直惟に返り賜はる

惇信院殿御代

延享二年

減知一万石 松平左近將監乘邑

十月九日故あつて老職を免され先に加へ賜ふ一万石を収られ差
扣へへき旨仰を仰ふむり十日隠居せしめらる

寶曆元年

一万千石 上總勝浦 植村土佐守恒朝

十月十二日さきに同族千吉某手疵負ひ即死の事恒朝これを知る
といへとも家老等の申旨にまらせ偽の書を奉り親族と同一く尋

問の時も相陳し越度の至りにより流罪たるへしといへ共大喪の時に當り寛宥ありて出羽守家道に預けらる養子仙三郎壽朝も改

易たるへしといへ共殊に恩宥を蒙り更に廩米二千俵を賜ふ
勝浦の御使番
御目付 御書院番 設樂甚十郎 石尾七兵衛

寶曆五年

六月五日 美濃加納城 安藤對馬守信尹

三月四日其身不行跡剩家中の政道よろしからず不埒に思召るを
りれとも御恩恕ありて隱居し慎とあるへき旨仰下され男勝藏信
明に五万石を賜を一万五千石に収らる

對馬國

同八年

遠州相良 本多長門守忠央

九月十四日思召ありて若年寄職を奪れ差扣居へき旨仰下さる廿
六日尋問の旨ありて内藤紀伊守信興にあつけられ十月十九日忠
央さきに金森兵部少輔頼錦が封内農民強訴の事により申旨を勘
定奉行大橋近江守親義に通達せし條うち被尋度ことに會て
覺なき由を陳し後評定の席に至り存出せしと申頼錦より親義を
以青木次郎九郎安清に頼と託し計らせし事最初より存居親義に
頼錦面會いたし度々の儀にて通達せしうへの駕籠訴狀吟味伺書
答書等評定の時覺へし趣意談すへきの所其事なく且勤柄を思召
れ兩度まで格別尋らるゝの處親義に託せし義會て覺さるむね

申陳せし條重職の勤よあるまじき越度の至りこれによりて領地
を収め松平越後守長孝は預られ男兵庫頭忠由の改易せらる

明和二年四月廿五日忠由恩宥あり天明八年四月八日めされて

廩米五百俵を給ひ寄合とある

御目付より浅野隼人 孫久留島數馬 金森兵部少輔頼錦

三万八千石 美濃八幡城 金森兵部少輔頼錦

九月廿六日尋問の旨ありて松平遠江守忠名に預らる十二月廿五

日さきに封地檢見取申付るにより農民とも強訴せしを一旦差ゆ

るし取鎮し共そのまゝにての捨置のたく大橋近江守親義を以

御代官青木次郎九郎安清に頼遣し執計いせ又同人をして農民と

もに利害申聞せ剩へ家人をして老職本多伯耆守正診の家臣まで

雑談同様し申せし趣を安清に送るの書翰に認め且公へも達し正

珍も委細に知れる趣をのさ載せ曲淵豊後守英元及び親義にも示

し合て計いせ其うへ兩人えいまた面會をも遂さるに書翰を遣し

畢竟安清に厚く計いせんり爲に彼是と取集め通達し並西氣良村

農民等駕籠訴狀落着もなき處を刑罪等申付且石微白の社人を家

臣根尾甚左衛門一己の計ひにて追放せしを嚴重の沙汰もなく甚

左衛門り不忠の事一向に存せずまた社人杉山左近石微白豊前か

悪事を申立しを豊前と糾明もなく吉田白川支配争のころを吉

田家にて通達し是等の事公の御裁許をも請へきにその事な

く既に詮議を遂られしに豊前の悪事發覺せり然るも曾て左近餘

ものともを追放せし始末かたく越度の至り也とて城地を収め

られ南部大膳大夫利親に召預らる男出雲守頼元伊織頼方の改易
せられ其餘男子三人幼少たるゆへ親族に預けらる旨に宣旨

天明八年四月八日頼錦々六男勅負頼興めされて千五百俵を給
はり寄合は列す

城請取 松平能登守乘蘊
御目付 谷縫殿助 安部平吉

明和二年

一万石 豫州松山新田 久松氏 松平備中守定靜

宗家隱岐守定功卒し嗣なきより二月十三日其家を相續し封地
を収らる

天明六年 稻葉越中守正明

減知三千石

八月廿七日思召旨ありて御側をゆるされ秩祿乃内三千石収らる
一万石を領す

新集御覽
厚約金

文恭院殿御代

天明六年

減知二万石

田沼主殿頭意次

閏十月五日老職を免さるゝといへとも兼々思召旨あるにより二万石を収らる

一、同七年

三万七千石

遠州相良城

田沼主殿頭意次

十月三日意次職にあるの時不正の計ひ連々達御聽不將の至りに思召れ□□□御病中御聽にも達せし旨ありて二万七千石を収め隠居せしめられ別邸よれゐて蟄居すへき旨仰下され嫡男龍助

意明に陸奥越後乃うちにて二万石賜ふ

城請取 岡部美濃守長備

御目付 永井伊織 久留十左衛門 大久保忠兵衛 井上平兵衛

天明八年

一万六百三十石

近江小室

小堀和泉守政方

五月六日さきよ伏見奉行在職中彼地の町人共出訴の事ありて右訴狀の答書被仰下し彼是不束なる所爲により職をゆるされ追々搜素被遂らるゝに借入金返済のため家臣等配下の商人に頼母子無盡相企る事を存知なからその分にいとし且金子借受し事配下の與力同心等に計らせ濱地銀子取立と號し與力同心且家臣等謝

禮金受用いたせしうち政方の入用にも差加へ彼是不正の事とも
家臣等に打任せ加之商人とも故なく苗字をゆるし又の配下の
商家に至り響應を請るの事奉行職にあるまじき不行跡の至り殊
伏見官邸の惣圍北西門番人を差置夜分出入を改め來るの處政方
の在職より番人を停め明放らせし條輕からざる計ひ重々不將に
思召れ領知を収め大久保加賀守忠顯に預られ男主水政昌の改易
せらる

御目付 山岡十兵衛 井出太左衛門

文化四年

無高

蝦夷 一圓 松前若狹守資廣

三月廿二日常々國の政道宜しからず松前領並西蝦夷地一圓召上

けられ七月廿七日常陸上野陸奥の内にて九千石を賜ひぬ

松前

若年寄

御目付

見分使

堀田攝津守

遠山金四郎

御使番

御使番

小菅猪右衛門

村上大學

天保六年

五萬八千石餘之内

減知二万八千石餘

但馬出石

仙石道之助久利

十二月九日元家來よて出奔いたし候神谷轉事虛無僧友鵝不届
有之者よつれ捕渡の儀町奉行筒井伊賀守へ申越候間召捕おかる
處他の引合も有之候につれ寺社奉行より及吟味候處其方家政宜
からず其外不容易義とも相さこへ依之評定所御詮義候處家老仙

石左京義其方家政を取亂し身分不相應の奢侈超過いたし殊に其身の非爲可取隠奸計を以主人へ申立家來共を談訴の趣に吟味爲詰死罪其外の仕置申付且又宇野甚助等左京に令同意不輕不届の取計いたし候始末白狀し付夫々御仕置行なわれぬ政事向の義の第一の義に候處家來共家政取亂し候を其心得も無之段不調法に思召され候依之急度被仰付へく候へとも若輩之儀に付格別之思召を以て三万石高被成下城地其儘差れられ閉門被仰付二万八千石餘被召上家來共御仕置に行かれぬ

慎徳院殿御代

天保十二年

一萬八千石之内
減知八千石

上総具淵

林肥後守忠英

四月十六日故あつて若年寄と免され先に加へ賜ふ内八千石を収られ差扣へき旨仰をかふむり七月口日隠居せしめられ嫡男播磨守へ家督とたえふ

弘化二年

七萬石之内
減知二万石

遠州濱松

水野越前守忠邦

九月二日さきよ老職をゆるさるゝといへ共忠邦職にある時不正の計ひ追々達御聽不埒の至りに思召され急度も被仰付へくのと

ころ出格之譯をもつて先に加賜ふ一万石領知の内一万石都合二
万石を収め隠居せしめられ別邸にたひて蟄居すへき旨仰下され
嫡男金五郎の家督として五万石賜ひ追て取替可有旨命せられぬ

弘化二年

二萬七千石之内
減知一万石

信州飯田

堀大和守親シテ

九月二日さきに老職をゆるされるといへとも親シテ職にある時不
正の計ひ追々達御聽不將の至りに思召され急度も被仰付へくの
ところ出格の譯をもつて先に加へ賜ふ七千石領地之内三千石を
収め隠居せしめられ逼塞すへき旨仰下され嫡男左近將監親義へ
家督として一万七千石を賜ふ

當御代

安政六年

一万石

駿河川成

本郷丹後守泰固

安政五年七月六日故あつて若年寄を免されことし十月廿七日
職ある時勤方不宜急度も被仰付へくのところ出格の譯以て先に
加へ賜ふ内五千石を収め隠居せしめられ急度慎あるへく悴石見
守泰清に五千石を被下寄合に仰つけらる

文久二年

六万八千石

下總關宿

久世大和守廣周

史籍集覽 卷之...

六、文久二戌年八月十六日職にある時不束之取計有之急度も被仰付へく處出格之思召以先に加へ賜ふ一万石被召上隠居急度慎あるへく悴鎌吉の五万八千石被下

文久二年 三十五萬石之内 減知十萬石 江州彦根へ 井伊掃部頭直憲

文久二戌年十一月廿日父故掃部頭直弼職にある時京都に奉對被一、腦宸襟を候取計向いたし人心不居合の基を開き賄賂私謁之儀も不少其上不慮の死を遂に至り奉欺上聽重々不届に思召候急度も被仰付へく處死後之儀に付出格の譯以て其方高之内十萬石被

五萬石之内 減知一萬石 越前鯖江 間部下總守詮勝

文久二戌年十一月廿日職にある時外夷取扱方之儀に付奉對朝庭不正之取計有之其外公武御一和を失ひ天下人心不居合を開候段不束之至急度も可仰付處格別之譯以て先に村替被仰付候一万石被召上隠居被仰付悴安房守へ四萬石賜ふ 十一萬三千五百五十八石之内 減知一萬石 若州小濱 酒井若狹守忠義

石を賜ふ 五萬八千石之内 減知一萬石 總州關宿 久世鎌吉廣

十一月廿日父大和守廣周職ある時不束之取計有之先に御咎被仰

付候處猶京都より被仰遣候儀も有之處因循遷緩之取計いたし
朝廷を不重こと重き御役相勤なから賄賂に汚し家事不取締り之
段不將被思召候依之其方高之内一万石被召上大和守義永蟄居被

仰付

五萬石之内
減知二萬石

奥州岩城平

安藤鱗之助

十一月廿日父對馬守信正職にある時不正之筋有之先達御咎被仰
付候處猶追々達御聽候故掃部頭横死之節奉欺上聽御後聞取計御
政道不相立且京都より被仰遣候儀も有之處因循遷緩の取計いた
し朝廷を不重又外國人應接の節も不分明之事共有之其上重
き御役義相勤なから賄賂に汚し家事不取締り之段不將に思召
候依之其方高之内二萬石被召上對馬守儀永蟄居被仰付候

元治元年

一萬七千石之内
減知二千石

信州飯田

講武所奉行

堀石見守親義

十二月廿四日思召有之御役御免領知之内二千石被召上逼塞被仰
付之

慶應元年

七萬七千八百石之内
減知二萬七千八百石

野州宇都宮

戸田越前守忠恕

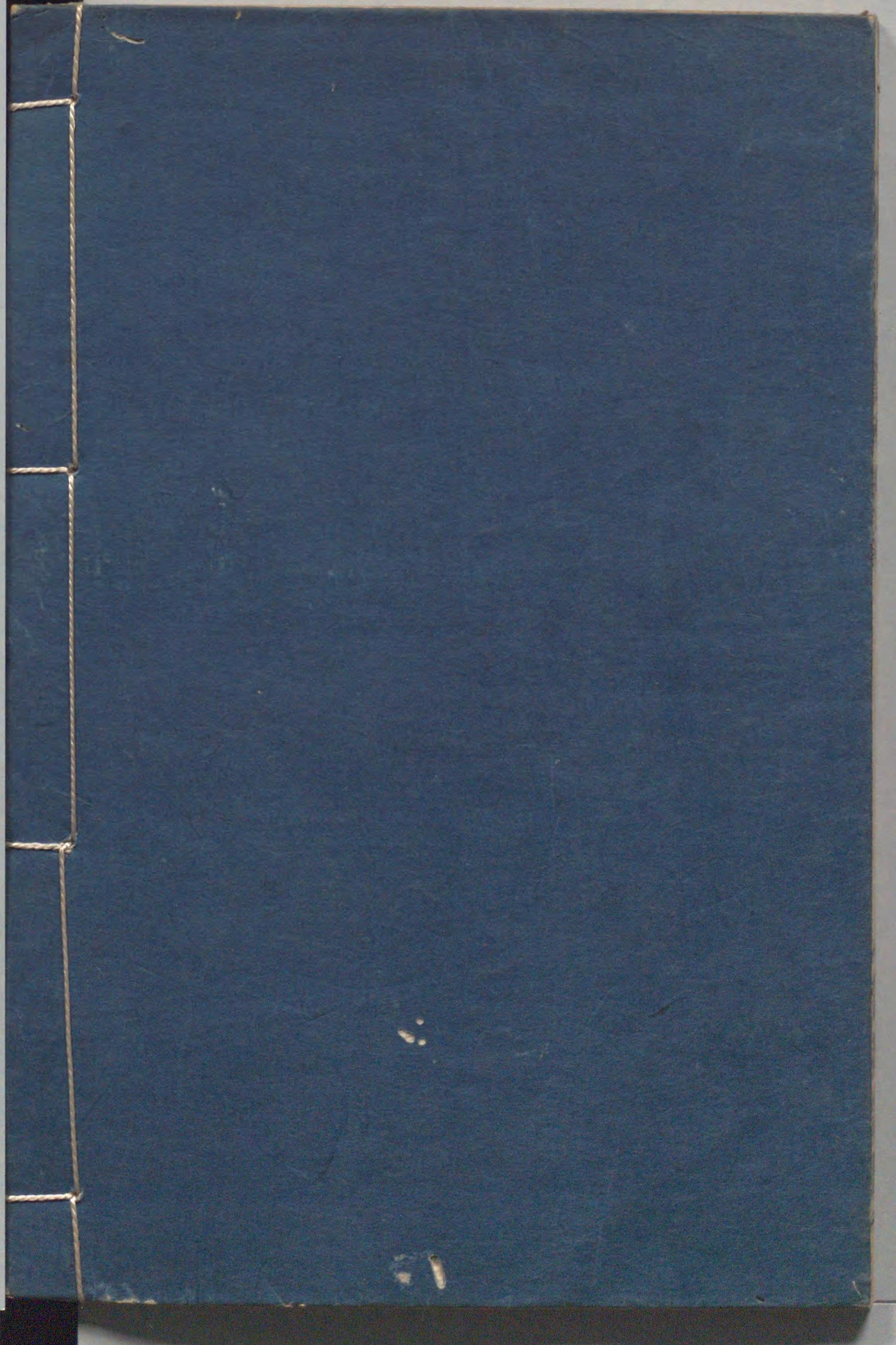
正月廿五日昨秋野州賊徒暴行及候し付爲討手公儀御人數被差向
諸家へ追討被仰付候へとも其方も同心被仰付候處右賊徒へ其方
家來共之内從來關係いたし候ものも有之其上家來共出張方も彼
是不都合し相聞且心得方迄も等閑いたし候趣畢竟家督以來家政

向不行届故遂に右之次第にいたり不束之至に被思召依之領知之
内二万七千八百五十石被召上隠居急度慎可罷在爲家督之家土佐
守の五万石被下追て所替被仰付候

以友人織田完之藏書爲底本

近藤瓶城記

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '織田' and '石']



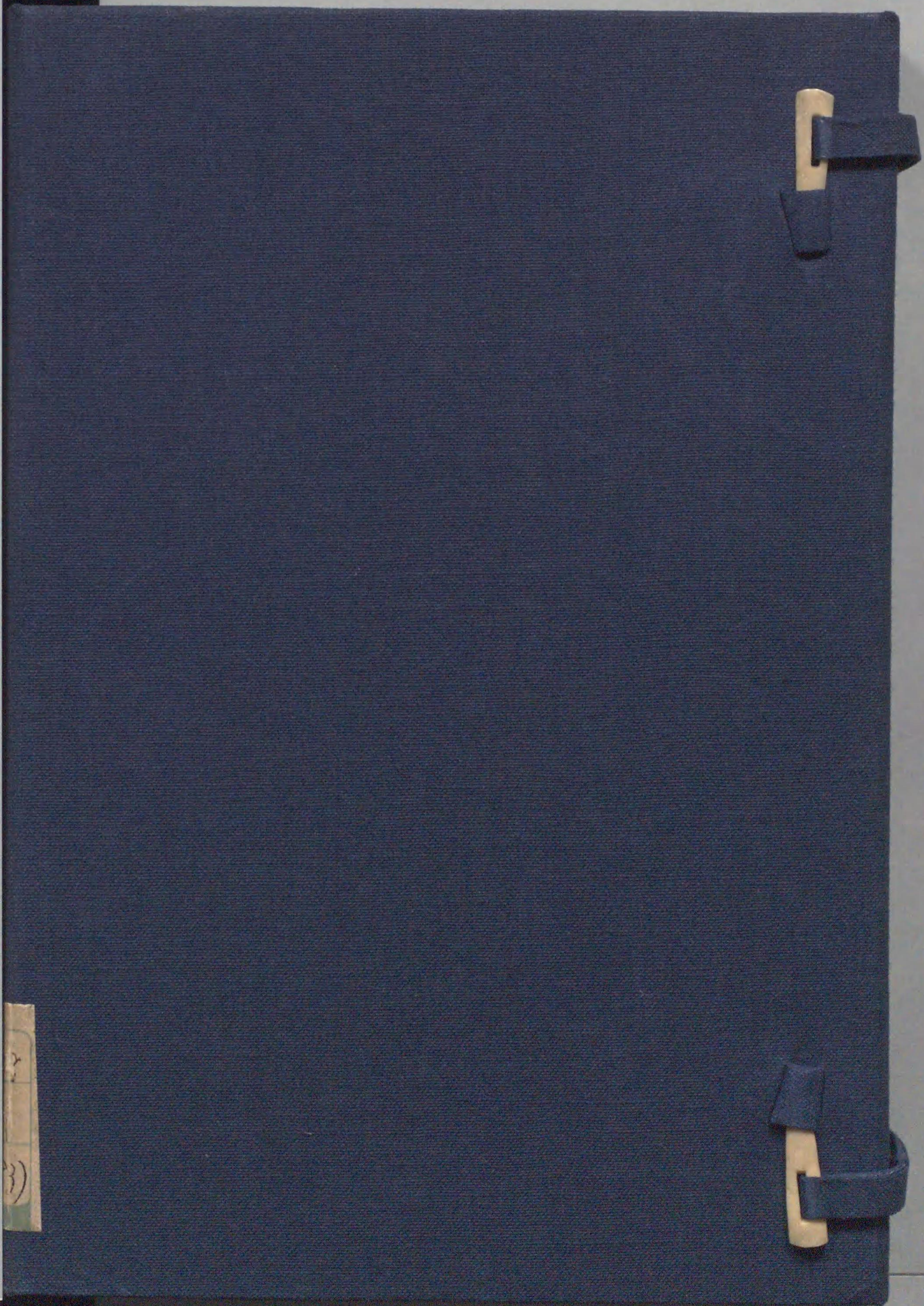
史籍集覽

210.08-S1571-K(1883)



1200500449341

龜山文庫



2
3